

令和4年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(環境農林水産関連)**

令和3年7月

大 阪 府

目 次

1	脱炭素社会の実現に向けて	1
	(1) 地域への支援の拡充	
	(2) ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進	
	(3) 省エネの推進及び ZEH・ZEB の普及促進	
2	脱炭素社会の実現に向けた農の推進	3
3	脱炭素社会の実現に向けた有機農業の推進及び農業用脱プラ資材の普及促進	3
4	海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進	3
5	万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進	4
6	太陽光発電施設の適切な設置	4
7	全ての PCB の確実な処理に向けた国の取組強化	5
8	PF0A 等による健康影響の解明及び指針等の整備	5
9	建設廃棄物の不適正処理事案抑止に向けた制度の充実	5
10	建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備	5

2 脱炭素社会の実現に向けた農の推進

- (1) 農業における再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光パネルなどの施設整備・設備導入に対する補助制度を創設すること。
- (2) フードマイレージの削減に向けた、生産者と消費者を効率的につなぐ共同配送システムの実証事業に対して支援すること。

3 脱炭素社会の実現に向けた有機農業の推進及び農業用脱プラ資材の普及促進

- (1) 有機農業のさらなる推進を図るため、以下の取組みを講じること。
 - ① 有機栽培に適する病害虫に強い品種等の開発の推進及び国庫定額の交付金事業の創設
 - ② 有機農業者と販売拡大に繋がる取組みに対する支援
 - ③ 有機農産物の栄養成分等の科学的根拠を明らかにする研究の推進及び消費者への理解を深めるための事業に対する支援
- (2) 農業用脱プラ資材の課題解決や付加価値を高めるための実証に対する補助制度を新たに創設すること。

4 海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進

G20 大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の早期達成に向けて、以下のプラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進すること。

- (1) 大阪湾を含む瀬戸内海におけるプラスチックごみの流入実態を的確に把握し、対策を効果的に推進するため、府が実施する AI 等を活用した把握手法の検討と実用化に向けた取組みを財政的・技術的に支援すること。
- (2) マイクロプラスチックについて、地方自治体が発行抑制対策の検討に対して財政的・技術的に支援すること。また、生態系への毒性影響及びそのメカニズムに関する疫学的な調査研究を推進し、その成果について広く周知を行うこと。
- (3) プラスチック資源循環促進法の施行に当たっては、無償で提供される使い捨てプラスチック製品を削減するための確実な措置を講じること。また、プラスチック資源の回収について新たに生じる市町村の負担に対する財政支援を行うとともに、回収したプラスチックのマテリアルリサイクルが促進されるよう必要な措置を講じること。

- (4) バイオプラスチックの普及に向けて、府民に分かりやすい表示の検討を行うとともに、地方自治体が実施する購入時のポイント付与などのバイオプラスチック導入に向けた先進的な取組みに対して財政的支援を行うこと。
- (5) 地域における企業、住民と連携した取組みの創出を支援するローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業を継続・拡充すること。

5 万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進

- (1) 2025年大阪・関西万博の開催に向け、会場が面する大阪湾奥部における水質改善や多様な生物を育む場の創出を推進するため、港湾利用に影響を与えることなく短期間での施工が可能で、汎用性のある環境改善技術が確立されるよう支援すること。
- (2) 港湾域における藻場の創出等の取組みが、脱炭素社会の実現や生物多様性の向上等に資する取組みに位置付けられ、行政・企業・NPO等による持続的な取組みが展開されるよう、財政的に支援すること。

6 太陽光発電施設の適切な設置

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物における導入義務化や規制緩和による農地等の活用などにより太陽光発電のさらなる普及拡大が検討されている。本府では、これまでも発電設備の設置に際して地域とのトラブルが発生しており、一部は解決に至っていない。今後、太陽光発電の整備が加速化されると見込まれるなか、トラブルの増加が懸念される。このため、新たな事業計画の認定に際しては、以下の点に十分に配慮し、FIT法改正の上、ガイドラインの改正・改善を実施すること。また、既存のトラブルについては、事業者に対しFIT法に基づく厳格な指導を徹底すること。

- (1) 一定規模以上の発電設備を設置しようとする事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の報告を義務付けること。
- (2) 事業者に対して関係法令等の相談及び手続きが完了した旨の国への報告を義務付けること。

